



# はじめに

## 1 策定にあたっての考え方

- 青森県の森林・林業の政策は、昭和63年に策定した「新青森県林業基本計画」に基づき、「21世紀の国産材時代に向けて活力ある地域林業の振興」を目的に進めてきました。
- しかし、この間、林業を取り巻く環境は、木材輸入の増加等を背景に木材価格の低迷、経営コストの増加による採算性の悪化、山村の過疎化による林業労働力の減少と高齢化など、厳しさを増しています。
- 一方、森林に対する県民のニーズは、木材生産はもとより、洪水や濁水の緩和、水や空気の浄化、地球温暖化の防止や生物多様性の保全、豊かな水産資源を育む役割など公益的機能を中心に一層多様化してきました。
- 県では、緑豊かな森から流れ出る水が農地を潤し、水産資源を育むという森・川・海の絆を保全していくため、平成13年12月に「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定したところであり、この条例の理念達成に向け、積極的な施策を展開することとしています。
- 国は、平成13年6月、これまで木材生産を中心に展開してきた森林・林業政策を方向転換し、「森林の有する多面的な機能の発揮」と「林業の持続的かつ健全な発展」を基本理念とする新たな「森林・林業基本法」を制定しました。
- 県は、こうした状況変化に対応し、県民の「くらしといのち」を支える緑豊かなふるさとの森づくりを目指し、21世紀の本県の森林・林業を活性化していくため、現状と課題を明らかにした上で、今後の政策展開の基本的な方向を示す「青森県森林・林業基本計画」（以下「計画」という）を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

- この計画は、「新青森県長期総合プラン」（平成9～18年度）の森林・林業に関する部門計画であり、個別計画として策定している流域林業活性化基本方針、特用林産振興基本計画などの基盤となる計画です。

### 3 計画の性格

- この計画は、広く県民に対し、本県の森林・林業の将来のあるべき姿とその実現のための政策の方向を示すとともに、森林・林業の果たしている役割とその重要性への理解を促すものです。
- また、県民、森林所有者、林業・木材産業関係者、市町村・県、国及び公団・公社が一体となって、森林・林業の活性化へ取り組むための施策を示し、それぞれが果たすべき役割を明らかにします。

### 4 計画期間

- 計画期間は、平成14年度（2002年度）から28年度（2016年度）までの15年間とします。
- また、昨今の森林・林業を取り巻く環境の激しい変化を考慮し、概ね5年後に検証を行い、必要に応じて見直しを行なうものとしします。
- なお、次期計画は、およそ10年後を目処に策定するものとしします。